

千葉市動物公園湿原ゾーン整備基本設計業務委託 公募型プロポーザル募集要項

1 業務の目的

「千葉市動物公園リスタート構想」に基づく再整備として、令和5年度に湿原ゾーン・森林ゾーンのゾーニングと動線、施設配置計画などを検討し、基本計画を策定した。

本業務は、基本計画において定めた基本的な内容に基づき、設計条件との整合を図り、技術的及びデザイン的、経済的な見地から設計の指針を明らかにし、実施設計に向けて、湿原ゾーンの骨格となる施設配置、諸施設の形状、植栽等について概略設計を行うものである。

2 業務の概要

(1) 委託名	千葉市動物公園湿原ゾーン整備基本設計業務委託
(2) 業務内容	千葉市動物公園湿原ゾーン整備基本設計業務委託仕様書のとおり
(3) 委託期間	契約締結日から令和7年3月21日（金）まで
(4) 委託限度額	30,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
(5) 支払条件	完了後一括払い
(6) 担当部署	千葉市都市局公園緑地部動物公園 担当：施設班 〒264-0037 千葉市若葉区源町280番地 電話番号 043-252-7566 FAX 番号 043-255-7116 E-mail dobutsu.ZOO@city.chiba.lg.jp

3 公募スケジュール

募集要項の公表	令和6年7月16日（火）
質問書の受付	令和6年7月16日（火）から令和6年7月24日（水） 17時到着分まで
質問書の回答	令和6年7月29日（月）までに千葉市ホームページに掲載
企画提案書等の提出期限	令和6年8月9日（金）まで
プレゼンテーション	令和6年8月19日（月）
審査結果通知	令和6年8月下旬
委託契約締結	令和6年9月上旬

4 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 令和6・7年度の千葉市測量・コンサルタント入札参加資格者名簿の業種「建築：一般」
及び「土木：造園」に登録されている者

- (2) 平成26年度から令和5年度までに、元請けとして日本動物園水族館協会（JAZA）加盟園館の動物園の全園又は一部エリアの整備に係る基本設計業務の履行実績があるもの（契約書の写し等、実績の概要がわかる資料を添付すること。）
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - イ 当該業務の参加表明書提出日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
 - オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）及び千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成29年5月23日施行）に基づく指名停止措置等を受託候補者決定までの間に受けている者
 - カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
 - キ 法人税並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
 - ク 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者
- (4) 共同企業体等にあたっては、次の要件を満たしていること。
- ア すべての構成員が（1），（2），（3）の要件を満たしていること。
 - イ 共同企業体等に関する協定書を締結していること。
 - ウ 各構成員は、ほかの共同企業体等の構成員として又は単独で本プロポーザルに参加していないこと。

5 配置技術者

以下の技術者を配置すること。

- (1) 管理技術者
- ア 技術士（総合技術監理部門）、技術士（建設部門）、RCCM、一級建築士等本業務に必要な資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。
- (2) 照査技術者
- ア 技術士（総合技術監理部門）、技術士（建設部門）、RCCM、一級建築士等本業務に必要な資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。
- (3) 担当技術者
- ア ランドスケープ技術者
 - イ 建築技術者
- (4) その他

- ア 管理技術者、照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、市の承諾を得るものとする。
- イ 担当技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。

6 質問の受付・回答

(1) 質問の提出方法

質問書（様式第7号）を使用して作成し、電子メールで提出すること。

電子メールアドレス：dobutsu_zoo@city.chiba.lg.jp

なお、電子メール到着確認のため、送信後は必ず千葉市動物公園施設班（043-252-7566）へ電話で確認すること。

(2) 質問の受付期間

令和6年7月24日（水）17時00分まで

(3) 回答方法

令和6年7月29日（月）17時00分までに、千葉市ホームページで公表する。

7 参加申込

別紙「千葉市動物公園湿原ゾーン整備基本設計業務委託仕様書」記載の委託業務の内容を熟読し、企画提案を行うこと。なお、共同企業体を構成して提案する場合は、代表企業や構成員が判別できる一覧表（様式第6号）及び委任状（様式第7号）を添付するものとする。

(1) 参加申込書の受付期限

令和6年8月9日（金）17：00必着

(2) 参加申込書の提出方法

持参または郵送。

なお、郵便事故等を防ぐために簡易書留やレターパックなど、郵便物の追跡が可能な方法での提出を推奨する。

(3) 提出書類等

ア 企画提案参加申込書（様式第1号） 1部

※共同企業体の場合は「共同企業体等一覧表（様式第6号）」を添付すること

イ 企画提案書 7部

提案には、「9 審査方法及び評価項目（2）企画提案を選定するための評価項目」に記載の「評価項目」と「評価の着眼点」に対して、可能な限り具体的かつ詳細な説明を記載し、A3サイズ用紙(横・片面)8枚以内にまとめること。

※提出する7部のうち1部のみ社名を記載し、残り6部は社名を特定できないようにすること。

- ※企画提案書を記録した電子媒体（CD-R または DVD-R）1枚を併せて提出すること。
- ウ 提案価格書（様式第2号） 1部
- エ 配置予定技術者の経験等（様式第3号） 1部
- オ 業務工程計画書、実施体制（様式任意） 1部
- カ 類似業務等の履行実績（様式第4号） 1部
(契約書の写し、認定書の写し又はTECRIS登録書など)
- ※履行実績とは「4 参加資格（2）」に定める業務をいう。
- キ 共同企業体等一覧表（様式第5号） 1部
※共同企業体を構成する場合のみ提出すること。
- ク 委任状（共同企業体等）（様式第6号） 1部
※共同事業体を構成する場合のみ提出すること。
- ケ 誓約書（様式第9号） 1部

（4）提出先

〒264-0037

千葉市若葉区源町280番地

千葉市動物公園 施設班

※本業務に係る現地説明会は行いません。

8 辞退

本プロポーザルへの参加申込後、参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

- (1) 提出書類 辞退届（様式第8号） 1部
- (2) 提出先 「7 参加申込（4）提出先」と同じ

9 審査方法及び評価項目

（1） 審査方法及び結果の通知

- ア 審査は、選定委員会において、提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行い、企画提案書の内容を精査・評価のうえ、最優秀提案1件を決定する。
- イ 提案者のプレゼンテーションへ出席できる人数は、5名以内とする。
- ウ プrezentationの詳細な日時や場所などは、別途調整のうえ、通知する。
- エ プrezentationを行う際、提案者各自のパソコンを使用すること。
- オ 審査の結果は、決定後、速やかに提案者に電子メールで通知するとともに、千葉市ホームページで公表する。なお、審査内容に関する質問や選定結果に関する異議申立ては受けない。
- カ 評価点の合計点が最も高い応募事業者が複数いる場合は、評価項目の「企画提案能力」の得点が高い事業者を選定する。

キ 力において「企画提案能力」も同じ点数である場合には、委員による審議により決定する。

ク 応募者が1者の場合でも、提出書類、企画提案内容、見積書等を基にプレゼンテーションによる評価及び採点を行う。

(2) 企画提案を選定するための評価項目

項目	評価事項	評価点	計
企画提案力	動物公園リスタート構想に対する考え方や方針を理解し、動物公園の特性や特徴、課題を適切に把握した提案であるか	20	140
	基本計画で示された必要な機能が盛り込まれた先進的かつ独創的な提案であるか	20	
	展示手法は動物への好奇心や生息環境への理解に繋がる提案であるか	20	
	アニマルウェルフェア（動物福祉）に配慮がされている提案であるか	20	
	施設整備及び施設運営において、環境負荷低減の効果が見込まれる提案であるか	20	
	施設の長期利用を想定し、メンテナンスコスト・ランニングコストの削減を図る提案であるか	20	
	業務内容が具体的かつ合理的で、説得力や実現性があるか	20	
業務実施能力	本業務と類似する業務経験及び実績が豊富であるか	20	60
	本業務を遂行するための動員計画や実施体制は適正か	10	
	配置技術者は、豊富な経験や高い専門性を有し、本業務と類似する業務の経験及び実績が豊富であるか	20	
	仕様書の項目に対応した業務量を適切に把握したスケジュールであるか。	10	
合計			200

10 契約

- (1) 選定委員会において、最優秀提案と決定した提案を提出した者を委託先候補とし、詳細な業務内容及び契約条件について、本市と協議・合意した後に委託契約を締結する。
なお、協議の結果、企画案の一部が変更となる場合がある。
- (2) 前項の交渉が不成立となった場合は、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。
- (3) 契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。
- (4) 契約相手方は、この契約と同時に、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を

納付しなければならない。ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第29条に該当する場合は、免除とする。

- (5) 委託料の支払いについては、業務完了後一括払いとする。

1.1 無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書などが提出された場合
- (2) 提案書類に虚偽の記載や重要な誤脱があった場合
- (3) 提案価格書記載の金額が委託限度額を超えた場合
- (4) 会社更生法などの適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (5) 審査の公平を害する行為があった場合
- (6) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合
- (7) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合
- (8) プレゼンテーションの日時に参集が出来なかった場合
- (9) 千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を受託候補者決定までの間に受けた場合

1.2 その他留意事項

- (1) 書類などの作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。なお、提出された企画提案書類は返却しない。
- (3) 企画提案書などの提出期限以降の変更、差替え及び再提出は認めない。
- (4) 採択された企画提案書の著作権は、千葉市に帰属するものとする。
- (5) 企画提案の審査は、提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について必要に応じ、千葉市と提案者の協議のうえ、修正を依頼する場合がある。
- (6) 業務の一部について、他社に委託する際は、事前に千葉市の承諾を受けることとする。
- (7) 応募書類は、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。
ただし、企画提案書選定期間中は、同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (8) 本企画提案に関連し、知り得た情報については、千葉市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。